

# 大船渡市 通学路交通安全プログラム

～通学路の安全確保に関する取組方針～



令和6年10月（一部改訂）

大船渡市通学路安全推進会議

## 1 プログラムの目的

平成 24 年以降、全国各地で登下校中の児童生徒が被害にあう事故が相次いで発生したことから、緊急合同点検の実施など、通学路における交通安全を早期に確保する取組を行うこととされました。

当市では平成 24 年度より、教育委員会、各小中学校、大船渡警察署、道路管理者などとの関係機関と連携し、通学路の合同点検を行い、必要な対策を協議し、現地に合った対策を実施してきました。

また、当市は東日本大震災において甚大な被害を受けた地域であり、復旧・復興事業に伴う道路整備や学校の移転改築等により通学路や車両の通行状況が震災以前と変化したことから、通学路の交通安全を確保することが課題となっていました。

そこで関係機関の連携体制を構築し、通学路の安全確保に向けた取組を行うため、平成 27 年度に「大船渡市通学路交通安全プログラム」を策定しました。

本プログラムに基づき、関係機関が連携して、児童生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保を図っていきます。

## 2 プログラムの推進体制

プログラムの推進体制として「大船渡市通学路安全推進会議」（以下「推進会議」という。）を設置します。推進会議は、以下の事業を実施し、本プログラムに沿って通学路の交通安全対策を着実に進めていきます。

- ・通学路の交通安全に関する協議
- ・通学路の交通安全施設点検
- ・通学路交通安全プログラムの策定及び見直し

### <大船渡市通学路安全推進会議体制>

- ・国土交通省東北地方整備局南三陸沿岸国道事務所大船渡維持出張所長
- ・沿岸広域振興局土木部大船渡土木センター道路整備課長
- ・気仙地区交通安全協会会長
- ・大船渡警察署交通課長
- ・大船渡市交通指導隊隊長
- ・大船渡市立小中学校校長会会長
- ・大船渡市立小中学校校長会副会長
- ・大船渡市市民生活部市民環境課課長
- ・大船渡市都市整備部建設課課長
- ・大船渡市保健福祉部こども家庭センター所長
- ・大船渡市教育委員会教育長
- ・大船渡市教育委員会学校教育課課長

3 取組方針

(1) 基本的な考え方

本プログラムの対象となる通学路は、各小中学校が指定し教育委員会が承認した通学路及び児童生徒が登下校で使用する道路（放課後児童クラブの来所・帰宅経路を含む）を原則とします。

継続的に通学路の安全を確保するため、定期的に合同点検を行い、対策実施後の効果を検証しながら対策の改善・充実を図ります。

これらの取組をPDC Aサイクルとして繰り返し安全対策を実施することで、通学路のさらなる安全性の向上を図ります。

【PDC Aサイクル】



(2) 定期的な合同点検と緊急点検

○合同点検等の実施

- ・合同点検は、基本的に1年に1度実施します。
- ・合同点検は、効率的・効果的に行うため、大船渡市が実施する交通安全施設点検<sup>※1</sup>によることとします。
- ・必要に応じて、関係者による緊急点検を実施します。

○合同点検等の体制

- ・合同点検は、市が交通安全施設点検に立会依頼する関係機関により実施します。
- ・緊急点検は、教育委員会が関係者に依頼し実施します。

※1 交通安全施設点検

安全な通行確保や交通事故の未然防止のため、学校や地域等からの交通安全施設に係る要望を基に、市（交通安全所管課、教育委員会等）及び道路管理者、施設管理者（警察）、要望提出者により実施。

○合同点検等の実施時期

①各小中学校による通学路点検（3月～5月）

- ・各小中学校は、通学路の点検を行います。
- ・各小中学校は、PTAの要望も踏まえ、点検結果による交通安全施設等の改善要望を地区のまちづくり推進員を通じ市交通安全所管課へ報告します。
- ・教育委員会と市交通安全所管課は、各小中学校の交通安全施設等の改善要望について、情報を共有します。

②通学路の承認（4月）

- ・新年度の通学路について各小中学校長からの指定に基づき、教育委員会にて承認します。

③合同点検の実施（7月頃）

- ・教育委員会は市交通安全所管課と連携し、各小中学校からの交通安全施設等の改善要望を基に合同点検を実施します。

(3) 対策の検討

- ・合同点検の際、対策必要箇所ごとに歩道整備やガードレールの設置等のハード対策や交通規制や交通安全教育等のソフト対策など、対策必要箇所に応じた対策を教育委員会、学校及び関係者間において意見交換し、対応を検討します。

(4) 対策の実施

- ・検討された対策の具体的な実施にあたっては、円滑に対策を進めるために、関係者間で連携を図ります。
- ・道路管理者及び警察は、合同点検の結果を基に対策案、実施時期、整備方針等について決定し、必要な対策を講じます。
- ・各小中学校は、通学時の児童生徒の安全を図るため、交通安全教育等を実施する等の取組を行います。
- ・教育委員会は、道路管理者及び警察による対策の実施状況を各小中学校に情報提供し、各小中学校は、校報等で保護者等に周知することとします。

(5) 対策効果の把握

- ・教育委員会は、合同点検結果に基づく対策実施後の箇所等について、実際に期待した効果が上がっているか、また、児童生徒が安全になったと感じているかなどを確認するため、各学校からの聞き取り等を実施します。

(6) 対策の改善・充実

- ・対策実施後も、合同点検等の結果を踏まえて対策内容の改善・充実を図ります。

4 対策箇所等の公表

教育委員会は点検結果や対策内容について、関係者間で認識を共有するため地区ごとに一覧表及び対策箇所図を作成し、本プログラムと共に大船渡市のホームページ等で公表します。